

**昭和 50 年防衛庁告示第 155 号（自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機
以外の航空機が使用する場合の使用料の額及びその支払い方法）等の一部を
改正する告示について**

1 趣旨

国土交通省において、急速に悪化した景気の影響を受けて急落した航空需要に鑑み、着陸料引下げ措置が講じられてきたところであるが、景気後退の長期化により航空需要は未だ低迷しており、不採算路線である地方路線の減便・廃止が行われていることから、着陸料の見直し及び着陸料の引下げ措置の継続による地方航空ネットワークの維持を図るため「国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示（昭和 45 年運輸省告示第 76 号）の一部を改正する告示」及び「国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用に関する告示の特例に関する告示（平成 11 年運輸省告示第 165 号）の一部を改正する告示」が平成 22 年 3 月 31 日に公布（同年 4 月 1 日施行）されることなどに伴い自衛隊が管理する飛行場の使用料等について改正を行うものである。

2 概要

防衛省告示を以下のとおり改正する。

- (1) 「昭和 50 年防衛庁告示第 155 号（自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額及びその支払い方法）」について

ア 重量部分にかかる単価を以下のとおり見直す。

区 分	現 行	改正後
25 トン以下	1,000 円／トン ⇒	950 円／トン
26 ～ 100 トン	1,400 円／トン ⇒	1,380 円／トン
101 ～ 200 トン	1,550 円／トン ⇒	1,650 円／トン
201 トン以上	1,650 円／トン ⇒	1,800 円／トン

イ 自衛隊が管理する航空法第 56 条の 4 第 1 項により指定された施設のある飛行場の使用料の支払い方法について、国土交通大臣が定めるところによる。

- (2) 「平成 11 年防衛庁告示第 49 号（自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額の特例）」について

ア 他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うもののうち、国内航空に従事するものの着陸料の引下げ措置を 22 年度においても継続する。

イ 国際旅客チャーター便の着陸料の引下げ措置を 22 年度においても継続する。